

立看板の設置場所を定める規程

平成30年3月28日  
総長裁定制定

第1条 この規程は、京都大学立看板規程（平成29年達示第69号）第3条の規定に基づき、立看板の設置場所を定めるものとする。

第2条 立看板の設置場所は、別図のとおりとする。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。



